

4-7. 沖縄県市議会議長会慶弔規程

昭和 57 年 8 月 12 日
制 定

第 1 条 沖縄県市議会議長会は、会員相互の親睦を図るため、会員の慶弔に際し、この規程に定める金品を贈る。

第 2 条 会員の慶弔に対して贈呈する金品は次の標準による。

- 1 新たに市が設置された場合。
議長室備付の記念品 30,000 円
- 2 市議会庁舎が新築落成した場合。
議長室備付の記念品 30,000 円

第 3 条 現職の市議会議長が死亡した場合には、供花料 30,000 円と会長の弔詞を贈呈する。

第 4 条 火災、風水害、震災、その他災害に際しては、次の標準により見舞金を贈る。

- 1 災害救助法の適用があったとき 50,000 円
- 2 市議会庁舎が罹災したとき 30,000 円

第 5 条 前各条に定める外、必要ある場合は会長、副会長の協議により前各条の規定の範囲を超えない程度で慶弔の意を表することができる。

第 6 条 この規程に該当する事件が発生したとき、当該市議会事務局は直ちに会長に連絡しなければならない。

第 7 条 この規程によって処理した事項は、文書により総会に報告しなければならない。

附 則(昭和 57 年 8 月 12 日)

この規程は、昭和 57 年 8 月 12 日から施行する。

沖縄県市議会議長会会員の弔事に関する取扱内規(抜粋)

対象者 \ 死亡者	本人	配偶者及び 一親等の血族
現職の各市議会議長	供花一对 3 万円、弔電 (慶弔規程第 3 条適用)	供花一对 2 万円、弔電
各市議会議長経験者	弔電	なし
その他会長が特に必要 と認めた場合	弔電	なし

- (1) 供花の記載名は「沖縄県市議会議長会」
- (2) 弔電は「沖縄県市議会議長会会長〇〇〇〇(氏名)」と打電する。